

令和3年11月26日

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

久慈市長 遠 藤 譲 一

議案等の送付について

第21回久慈市議会臨時会議に提出する次の議案等を別添のとおり送付します。

記

議案第1号	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第2号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第3号	久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	総務部
議案第4号	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	総務部
報告第1号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について	総務部

議案第1号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年久慈市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の130」とあるのは「100分の165」」を「「100分の115」とあるのは「100分の155」」に改める。

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の115」とあるのは「100分の155」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の160」」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例に準じて、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第1号参考資料

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 第1条関係 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(給与の額) 第3条 [略] 2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）第18条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給与の額) 第3条 [略] 2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）第18条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

第2条関係 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(給与の額) 第3条 [略] 2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）第18条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(給与の額) 第3条 [略] 2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の130」を「100分の115」に改め、同条第3項中「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の115」とあるのは「100分の62.5」」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の115」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の115」とあるのは「100分の62.5」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例に準じて、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第2号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(期末手当) 第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当) 第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

第2条関係 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(期末手当) 第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当) 第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

議案第3号

久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年久慈市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の130」とあるのは「100分の165」を「100分の115」とあるのは「100分の155」に改める。

第2条 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の115」とあるのは「100分の155」を「100分の122.5」とあるのは「100分の160」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例に準じて、久慈市議会の議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第3号参考資料

久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(議員報酬等の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の期末手当の額は、一般職の職員の場合による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(平成18年久慈市条例第45号)第18条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、報酬月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(議員報酬等の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の期末手当の額は、一般職の職員の場合による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(平成18年久慈市条例第45号)第18条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、報酬月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

第2条関係 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(議員報酬等の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の期末手当の額は、一般職の職員の場合による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(平成18年久慈市条例第45号)第18条第2項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、報酬月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(議員報酬等の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の期末手当の額は、一般職の職員の場合による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例(平成18年久慈市条例第45号)第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、報酬月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>

議案第4号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年久慈市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

県の例に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第4号参考資料

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p> <p>4～6 [略]</p>

報告第1号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を一部変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年11月26日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年10月15日

久慈市長 遠 藤 讓 一

別紙

岩手県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合格約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「陸前高田市及び大船渡市営林組合、矢櫃山造林一部事務組合」を「矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。